

第21期第34回

胆振海区漁業調整委員會議事録

(令和3年3月8日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第 2 1 期 第 3 4 回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 3 年（2021年）3 月 8 日（月）  
1 4 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分
- 2 開催場所 室蘭市東町 3 丁目 1 9 番 4 号  
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、三戸部副会長、藤村委員、荒委員、  
野呂委員、高田委員、中村委員、伊藤委員、木戸委員、  
田中委員、小谷地委員、傳委員、煤孫委員（1 3 名）  
※欠席委員 室村副会長（1 名）
- 4 事務局 事務局長 松尾 仁  
専門主任 澤田 正則
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博
- 6 議題
  - ( 1 ) 審議事項  
議案第 1 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）  
議案第 2 号 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における漁獲  
可能量の当初配分案等について（答申）  
議案第 3 号 小型さけ・ます流し網漁業の制限措置の内容について  
[北海道水産林務部]（答申）  
議案第 4 号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について  
[北海道水産林務部]（答申）  
議案第 5 号 意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
  - ( 2 ) 協議事項  
胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催に  
ついて

## 7 議事の顛末

### 松尾事務局長

ただいまから、第21期第34回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、会長から、一言ご挨拶をお願いします。

### 岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、年度末の何かとお忙しいところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課 齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、「審議事項」として、スケトウダラ、スルメイカ、クロマグロの魚種追加による「北海道資源管理方針の一部改正」、これら追加の魚種に関する「知事管理漁獲量の当初配分案」など5件、協議事項として、鵠川のさけ定置漁業権であります。漁場計画案の公聴会の開催に係る協議1件であります。

皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

### 松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

### 岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中13名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

荒委員、伊藤委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程いたします。

なお、議案第2号「特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」についても、関連がございますので、一括上程いたします。

事務局から説明願います。

### 松尾事務局長

右上に議案第1号と記載の資料と議案第2号と記載の資料となります。

議案第1号及び議案第2号ともに、令和3年3月3日付けで、北海道知事から諮問がございました。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長からお願いします。

### 坂本漁業管理係長

私の方から議案第1号と議案第2号につきまして、ご説明致します。

まず右肩に議案第1号と書かれた資料をご覧ください。

本諮問は、漁業法第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針を改正するため同条10項において準用する第4項の規定により海区委員会の意見を求めるものです。

一枚おめくりいただくと裏側に根拠となる条文を添付してあります。

ページ番号1をご覧ください。

北海道資源管理方針の一部改正について（案）というタイトルになっておりますが、新旧表に記載されておりますとおり、今回の変更は、くろまぐろ、すけとうだら、するめいか3魚種の別紙を追加するものであり、別紙1の4くろまぐろ（小型魚）から別紙1の10のするめいかまでを追加します。

この別紙の中で特定水産資源、いわゆるTAC魚種のことですが、資源ごとの知事の管理区分や知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法など、資源管理に関する重要事項を定めるものです。

次のページをご覧くださいいただきたいのですが、別紙1－4くろまぐろ（小型魚）となります。

第1の特定水産資源の名称は「くろまぐろ（小型魚）」となっております、第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等ですが旧道計画の採捕の種別、海域別と同様としており、小型クロマグロに係る定置漁業に関しては「1北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業」からはじまり、振興局ごとに、留萌定置網漁業までの11区分となっております。

胆振管内は3ページ目の4番となりますのでご覧ください。

（1）当該知事管理区分を構成する事項は、「水域」と「対象とする漁業」それと「漁獲可能期間」の三つで構成されておりますが、各振興局の名前が違うだけで、11区分全く同じ内容となっております。

①の水域は、中西部太平洋条約海域であり、国の方針と同様となっております。

なお、中西部太平洋条約海域とは、北米南米周辺を除き、日本周辺を含む太平洋全域の海域です。

②の対象とする漁業は、胆振振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業です。

ここでいう定置網漁業とはいわゆる免許定置や共同漁業権や知事許可漁業の小定置、底建網のことです。

③の漁獲可能期間、漁獲可能量を管理する期間はこれまでと同様4月～3月までとなっています。

(2) 漁獲量の管理の手法等は、第2の1の(2)と同じということで、2ページ目をご覧ください。

中段よりちょっと下にあります、(2) 漁獲量の管理の手法等の欄をご覧いただきたいのですが、管理手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限については、①の場合、陸揚げした日からその翌月の10日まで、②の場合には、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について陸揚げした日から3日以内となります。

なお、括弧内の記載と陸揚げした日から3日以内は、国のクロマグロの資源管理方針に則した記載としております。

また、法第31条の公表は管理区分の漁獲量がTAC配分量を超える恐れがあると認められるときの漁獲量を公表するものです。

超える恐れのある基準として、漁獲量が配分量の70%になったときを基準にして判断することとしております。

次に、定置以外の釣りはえ縄漁業等の管理区分について説明します。

6ページをご覧ください。

「12の北海道くろまぐろ(小型魚)渡島漁船漁業」から始まり、数量の少ない十勝・釧路・根室・オホーツクはこれまでどおり一つの管理区分となりますが、振興局ごとに8つの区分に分けられます。

胆振は7ページの15番となりますので、ご覧ください。

釣りなどその他の漁業は漁船漁業という管理区分となり(1)当該知事管理区分を構成する事項の②対象とする漁業の内容が定置以外の漁業となっている以外は定置漁業と同様の記載となっています。

また、(2) 漁獲量の管理の手法等も定置漁業と同様となっています。

次に9ページをご覧ください。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてですが、基本的に今年度の第6管理期間の内容を踏襲しております。

(1) のとおり、当初配分される小型魚11.3トンは、全量を道が留保します。

また(2) のとおり、配分された漁獲可能量が管理期間中に他府県等との融通などで11.3トンを超えた場合は、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、おおむね3%を本道の留保とし、管理区分毎の融通要望の比率に基づき、それぞれの知事管理区分に配分することとしており、(3) にありますとおり、道内における管理区分間の漁獲可能量の融通、道の留保の利用、(2) によります配分後に発生する、他府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分等にあつては、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分することとしています。

第4 その他資源管理に関する重要事項の、(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理についての①から③は、旧道計画にもあった、道から漁業者が漁獲抑制の取組等を助言、指導した場合、遊漁者や遊漁船業者にも同様に助言指導や、協力を要請するというものです。

続いて、次のページの別紙1-5 くらまぐろ（大型魚）について説明します。

第1 特定水産資源の名称は「くらまぐろ（大型魚）」。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等については、小型魚が大型魚にかわるだけで、内容は小型魚とすべて同じになっており、定置漁業と漁船漁業あわせて19の管理区分をもうけることとしております。

胆振の定置漁業については11ページの4番、漁船漁業は15ページの15番に記載されております。

17ページをご覧くださいなのですが、第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてですが、(1) から(3) の考え方は、第6 管理期間と同様となっております。

(1) のとおり、当初配分については、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と、平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案し、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、それぞれの知事管理区分に配分します。

(2) では、他都府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分にあっては、本道に配分された漁獲可能量をもとに、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、当初の漁獲可能量のおおむね5%を留保した上で、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案して、それぞれの知事管理区分に配分し、

(3) では、その上で、他都府県等とのさらなる漁獲可能量の融通、道の留保の利用、道内における知事管理区分間の漁獲可能量の融通について、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分することとしています。

第4 のその他資源管理に関する重要事項については、小型魚と同様となっております。

次に別紙1-6 スケトウダラ太平洋系群についてご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

第1 の特定水産資源の名称は「スケトウダラ太平洋系群」。

第2 の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、管理区分として「1 北海道スケトウダラ道南太平洋漁業」、「2 北海道スケトウダラ道南太平洋その他漁業」、「3 北海道スケトウダラ道東太平洋漁業」、「4 北海道スケトウダラ道東太平洋その他漁業」、4つの管理区分を

設けることとしております。

一つ目の管理区分、「1 北海道スケトウダラ道南太平洋漁業」の（1）当該知事管理区分を構成する事項として「水域」、「対象とする漁業」、「漁獲可能期間」の三つの事項で構成されることとなっております。

（2）漁獲量の管理の手法等は、数量を明示した総量の管理とし、漁獲量の報告期限は、通常①の場合、陸揚げした日からその翌月の10日まで、②の場合、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について陸揚げした日から3日以内となります。

マグロでも説明しましたが、法第31条の公表は管理区分の漁獲量がTAC配分量を超える恐れがあると認めるときに漁獲量の総量を公表するものです。

超える恐れのある基準として、スケトウダラに関しては配分量の85%を基準に漁獲量の推移に応じて判断することとしています。

二つ目の管理区分、「2 北海道スケトウダラ道南太平洋その他漁業」については数量を明記しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理とし、引き続き報告の対象として採捕状況を把握する趣旨です。

（1）当該知事管理区分を構成する事項及び（2）漁獲量の管理の手法等は、先ほどと同様です。

次のページにあります三つ目及び四つ目の管理区分は、水域を道東太平洋としている以外は、道南太平洋と同じ内容となっております。

ページを一枚おめくりいただき20ページをご覧ください。

第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、1の当初の配分は、これまで同様、直近3カ年の漁獲実績を基礎とし海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で配分することとしています。

2では資源評価対象海域外からの大量来遊ルールを取扱いを規定しています。

（1）1万トンが追加された場合、この全量を「北海道スケトウダラ道南太平洋漁業」に配分します。

（2）翌管理年度の漁獲可能量から仮に差し引きが行われることとなった時は、その全量を同じく「北海道スケトウダラ道南太平洋漁業」の漁獲可能量から差し引きます。

（3）として、翌管理年度の漁獲可能量に追加が行われることとなった時は、1の規定に基づき配分を行います。

なお、国の基本方針により、この規定はTAC数量の固定期間中は適用されません。

また、大量来遊ルールは、太平洋系群のうち道南太平洋のみの取扱いとなっております。

3大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う譲受については、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分することを記載しております。

なお、こちらは太平洋系群及び日本海北部系群での取扱いとなります。

第4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について「その他漁業」の現行水準の管理区分については、国からの指導として全国的に定量的指標を定めることとされたことから、漁獲努力量による管理の指標として、対象海域の20t未満登録漁船隻数を10隻未満の端数を切り上げて記載しております。

資料22ページ別紙1-7はスケトウダラ日本海北部系群、資料24ページ別紙1-8スケトウダラオホーツク南部、資料25ページ別紙1-9についてはスケトウダラ根室海峡となっておりますので、記載のとおりですので、よろしく申し上げます。

続いて26ページをご覧ください。

別紙1-10スルメイカについてですが、第2知事管理区分について、「1北海道するめいか漁業」を設けております。

スルメイカについては、北海道知事管理量の対象となる漁業としては、5トン未満のいかつり漁業、定置漁業等の待ち網漁業等となります。

管理の手法としては、数量を明記しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。

その他の内容につきましてはスケトウダラと同様です

27ページからは都道府県資源管理方針の例と北海道資源管理方針案の対照表となっておりますので後ほどお目通しいただければと思います。

議案1に係る説明については、以上となります。

続いて、議案第2号と右肩に書かれた資料をご覧ください。

本諮問は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、これまでのTAC魚種を指します、特定水産資源のくろまぐろ小型魚、大型魚、すけとうだら太平洋系群等とスルメイカに関する令和3管理年度における漁獲可能量を定めるため、海区委員会の意見を求めているものです。

また、第7管理期間の知事管理区分への配分とすけとうだら太平洋系及び日本海北部系群の漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について同条第5項において準用する同条第2項の規定により意見を求められているものです。

これまでのTAC法では、毎年のTAC配分については道計画に定めておりましたが、改正漁業法のもとでは、道方針とは別途にTAC配分を定めることとなっております。

一枚おめくりいただいと裏面に関係条文を記載してあります。

資料の1ページをご覧ください。

今回追加する特定水産資源に関する令和3管理年度のTAC及びその配分について知事が公表する案となっております。

クロマグロ小型魚につきましては、先ほどの方針の中でも説明いたしましたが、当初国から配分があった11.3トンは全量を北海道が留保します。



次のページにいきましてくろまぐろ大型魚についてですが、北海道全体の割当量は前年同様の291.3トンとなっており、このうち胆振管内の定置には3.5トン、漁船漁業には1.0トンとなっており、これも昨年当初同様となっております。

クロマグロの配分にあたっては、先日開催されましたクロマグロTAC数量管理委員会で審議された結果となっており、その際の資料は19ページから22ページまでに添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に5ページをご覧ください。

第7管理期間（令和3管理年度）のくろまぐろ（小型魚・大型魚）の知事管理区分への配分についてですが、第6管理期間までは、2今後の取扱いの（2）に記載がありますとおり、他府県等との漁獲可能量の融通による配分、道の留保からの配分、道の管理区分間の漁獲可能量の融通による配分については、関係海区漁業調整委員会には事後報告による対応としており、それ以外の北海道全体の漁獲可能量が増加する場合の配分については、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、変更しておりました。

これについて、1の背景（1）にあるとおりクロマグロ漁獲枠について都道府県間または大臣間での枠の融通に伴う数量の変更については水政審に対して事後報告で対応できることになったことや（2）のとおりTAC数量管理委員会で決定した配分を海区委員会に諮った上で変更の手続きを行っているところですが、マグロの急な来遊などによって迅速な配分量の変更が必要となっている状況に鑑みまして、2の今後の取扱いの（1）により、知事の裁量の余地のない機械的な変更として、関係海区漁業調整委員会への事後報告で対応したいとするものです。

このことによって配分の迅速な変更が期待されるため、第6管理期間まで事後報告としてきた2の（2）の①から③に新たに④を加えて対応するものです。

続いてスケトウダラのTAC配分については次に資料7ページをご覧ください。

これは、1月26日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、令和3管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

新たな資源管理に基づく、最大持続生産量、いわゆるMSYを達成する資源水準の値への回復を管理の目標として、加入量の過程を理論値で推定する手法で評価を行っており、MSYの達成に向けて、親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで算定されたABCが、基本的にTACとして設定されています。

当海区に関連します、すけとうだら太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は22.8万トンとなっており、2019年の平均親魚量は30.2万トンであることからMSYを上回る資源状態となっております。

令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会

を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、17万トンが令和3年のTACとして設定されております。

なお、検討会の議論において支持された、当初3年間17万トンでTACを固定、4年目以降はベースケースの $\beta 0.9$ で管理する漁獲シナリオと決定されております。

太平洋系群17万トンのうち、大臣管理漁業（底曳き網漁業）への配分が99,700トン、北海道の知事管理量は、前年より9,100トン多い69,100トンの設定となっております。

日本海北部などその他の系群の数値については記載のとおりとなっております。

次に、資料を1枚おめくりいただき、資料2-2をご覧ください。

道におけるすけとうだらの配分の考え方を記載した資料ですが、①として、海域を「日本海海域」、「オホーツク海海域」、「道南太平洋海域」、「道東太平洋海域」及び「根室海峡海域」に区分して管理することとしています。

②として、「日本海海域」、「太平洋海域」、「根室海峡海域」は、国から示された数量が配分されます。

③として、「オホーツク海海域」及び「根室海峡海域」を除いた、知事管理漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」、「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業等の「その他漁業」については、「現行水準」としてしています。

④として、日本海海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」の配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTAC配分比率」を1:1で案分した比率により配分することとしています。

⑤として太平洋海域における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分することとしています。

また、道南太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」により配分することとしておりますが、この具体的な内容は、平成20年から26年までのTAC配分量となった63,400トンについて、すけとうだら漁業とその他漁業の配分量となった「すけとうだら漁業46,000トン」「その他漁業17,400トン」を基本として、その後のTAC配分の増減量について、すけとうだら漁業を72.5パーセント、その他漁業を27.5パーセントで配分するというものです。

なお、太平洋海域においては、3年間TACが固定されたことから、道内における配分も、趣旨に則り3年間固定とします。

また、今ご説明しました具体的な計算例が資料10ページから12ページにかけて記載されておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

資料2ページに戻りましてスケトウダラ太平洋系群については、北海道への割当が69,100トン。

うち道南太平洋の刺し網に46,400トン、待ち網に今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。

その他、道東太平洋には合計5,200トンが配分されます。

以下、日本海北部系群、オホーツク南部系群、根室海峡には記載のと通りの配分がされます。

続いて6ページをご覧ください。

漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について（スケトウダラ太平洋系群及びスケトウダラ日本海北部系群）」の2今後の取扱いをご覧ください。

(1)で、スケトウダラ太平洋系群について、大量来遊により1万トンが追加される場合は、この全量を北海道スケトウダラ道南太平洋漁業に配分すること。

(2)で、スケトウダラ日本海北部系群について、未利用分の繰り越しに伴う追加があった場合は、この全量を北海道スケトウダラ日本海漁業に配分すること。

(3)で、漁獲可能量に係る大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通については、数量を譲り受けすること。

これら、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応できるようにするものです。

このことによりまして、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するため措置するものです。

最後に「スルメイカ」ですが、7ページをご覧ください。

スルメイカについては、単年魚である特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、今後、資源評価手法の改良を進め令和3年の資源評価結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとされました。

そのため、令和3管理年度のTAC配分については、暫定的に令和2年と同じ5.7万トンと設定されております。

都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「若干」ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。

次に、13ページの資料2-3をご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、「スルメイカ」への配分はこれまで同様ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。

国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しております

が、近年3ヵ年の最大では、R1が5,064トンの実績となっております。

全道採捕量のほぼ半数が根室管内での待ち網漁業（定置）による採捕量となっております。

次ページの資料の2-4「令和2年と令和3年の配分量の比較について」をご覧ください。

今回対象となるスケトウダラ、スルメイカを記載しておりますが、令和3年のTACのうち、現在、設定されていないズワイガニ、マサバ及びゴマサバは5月下旬から6月中旬頃の諮問を予定しております。

北海道の資源管理方針案は、17ページ18ページに概要を示しております、国の基本方針に則した形で定めるものとなっておりますが、内容については、現在の道計画の作りをできる限り踏襲するなどし、漁業現場が混乱しないよう取り進めて参りますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

〔ありませんの声〕

**岩田会長**

それでは、議案第1号及び議案第2号について、原案どおり知事に答申してよろしいですか。

**委員**

〔異議なしの声〕

**岩田会長**

それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号「小型さけ・ます流し網漁業の制限措置の内容について」を上程いたします。

なお、議案第4号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」も、関連がございますので、一括上程いたします。

事務局から説明願います。

**松尾事務局長**

右上に議案第3号と記載の資料と議案第4号と記載の資料となります。

議案第 3 号は、令和 3 年 1 月 15 日付けで、議案第 4 号は、令和 3 年 2 月 24 日付けで、北海道知事から諮問がございました。

ともに、北海道水産林務部に関する案件でございます。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長からお願いします。

#### 坂本漁業管理係長

引き続き、私の方から議案 3 号及び 4 号についてご説明します。

まず議案 3 号の「小型さけ・ます流し網漁業の制限措置の内容について」ですが、右上に議案第 3 号と書かれた、諮問文をご覧ください。

本諮問は、漁業法等の一部を改正する等の法律附則第 8 条の規定に基づき、改正法による改正後の漁業法第 57 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる許可、所謂「見なし許可」に係る制限措置に関し、新漁業法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定に基づくものです。

小型さけ・ます流し網漁業につきましては、従前から船舶隻数の最高限度及び申請期間について、北海道知事が北海道連合海区漁業調整委員会に諮問してきたことから、これまでと同様、今年の 11 月に北海道連合海区漁業調整委員会に諮問されました。

しかし、今般、水産庁から道に対して「漁業法第 58 条には「関係海区漁業調整委員会」と規定されているため、「単海区漁業調整委員会」にも諮問する必要がある。」との指導がありました。

このことから当管内の沖合海域についても小型さけます流し網漁業の操業海域が含まれるため、小型さけ・ます流し網漁業の制限措置は既に公示済みではありますが、改めて当海区漁業調整委員会に対して北海道知事から諮問があったものです。

資料を一枚おめくりいただきまして、制限措置の内容等が記載してあります。

これら制限措置の設定にあたっては、原則としてこれまでの許可証の内容を踏襲しており、今回の改正で何かを変えるものではありません。

制限措置の内容の左側から説明します。

(1) の漁業種類は「小型さけ・ます流し網漁業」で、漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づくものとなっています。

(2) の操業区域は今回から操業区域が制限措置となることに伴い罰則も強化されており、各漁業者が適切に操業を行えるよう、漁業者に自分が受けている許可の区域をしっかりと、明確に伝える必要があることから、これまで、実質の操業区域であるものの、制限又は条件で整理していた所謂「さけ・ますライン」を今回操業区域として設定しておりますが、操業できる海域を拡大したり縮小したりするものではありません。

(3) の漁業時期は、操業区域同様にこれまでと同じ期間となっています。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、見なし許可に係る制限措置の設定のため、現在、許可を発出しているトン数階層ごとに船舶の数を括弧書きで記載しています。

(5) 船舶の総トン数は、現行のトン数階層ごとの許可隻数も明示し、今後、当該トン数階層別に隻数を管理することになりますが、これまでの扱いとは、基本的な変更はありません。

(6) 漁業を営む者の資格は、許可受有者の管轄する振興局管内としています。

また、この漁業は日ソ漁業協力協定に基づく協力（協力金の支払い）が前提となっているため、協力金の支払い窓口である「太平洋小型さけ・ます漁業協会」に所属することを資格要件としています。

資料をおめくりいただくと、参考まで操業区域概略図を添付しております。

以上が議案3号に関する説明となります。

続きまして、議案4号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」ですが、右上に議案第4号と書かれた、諮問文をご覧ください。

改正後の漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づき、新規許可に関する制限措置の内容、申請期間それと許可等の基準について、当海区委員会に対して諮問があったものです。

今回、諮問のありました漁業については、このページをおめくりいただいた裏面の「各知事許可漁業に係る関係漁業調整委員会一覧表」の中の、胆振の欄をご覧くださいなのですが、一つは、胆振太平洋海域のけがにかご漁業、それと道外者を対象とした、いか釣り漁業、もう一つがいるか突棒漁業の3種類に関するものです。

資料をおめくりいただき、ページ番号1をご覧ください。  
かにかご漁業（けがに）に関する制限措置の内容と申請すべき期間となります。

制限措置の内容は、先ほどの小型さけます流し網漁業と同様、北海道漁業調整規則第12条の規定による項目となっており、(1) 漁業種類は、かにかご漁業（けがに）。

(2) 操業区域は胆振太平洋でこれまでの操業区域と同じ内容となっています。

(3) の漁業時期については、暫定的に操業開始を7月10日から8月20日としています。けがに協議会と調整の上、7月10日から8月31日の期間の中の42日間の中で操業時期を定めて公示したいと考えているところです。

(4) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数についても、これまでどおり55隻となっており、(5) 船舶の総トン数もこれまでどおり、10トン未満船となっています。

(6) 漁業を営む者の資格として、他の漁業と同様、管轄する振興局管内としています。

申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、5月2日から6月1日までとなっております。

備考欄には、許可の有効期間、起業の認可の期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等に当たっての条件」を記載した公示内容としているところです。

制限条件につきましても、なまこの海中還元についての条項が新たに追加になっていますが、このほかはこれまでの制限条件と同様の内容となっております。

続いて2ページから4ページが道外者を対象としたいかつり漁業に関する制限措置の内容等、5ページがいるか突棒漁業の制限措置の内容等となっておりますが、この2つの漁業に関しては当管内の漁業者からの申請はありませんが、議案3で説明いたしました小型さけます流し網漁業と同様に操業海域に当海区沖合が含まれることから諮問があったもので、内容は記載のとおりですが、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在許可を受けている者が、今後も従前どおりの操業を行えるよう作成されています。

6ページをご覧ください。

許可等の基準についてですが、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準も公平でなければなりません。

この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない旨、漁業法及び北海道漁業調整規則において規定されているところです。

この許可の基準は、当該漁業の状況を勘案して定められる規定になっているため、漁業ごとで設定できますが、現在のところ道内すべての漁業で共通した内容となっております。

この許可の基準も、制限措置と同様に公平な基準でなければなりませんので、道としては、北海道の漁業には、既存漁業者（許可受有者）の安定的・継続的な経営が最も重要と考えていることから、許可の基準では、まず、第一に許可受有者を優先的に許可した上で、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えとしています。

7ページ以降には、参考として各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付していますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、議案3と4についての説明を終わりますので、よろしくお願ひします。

岩田会長

説明が終わりました。  
ご意見などありましたらお伺いします。

岩田会長

サクラマスの規格で、何cm以下を獲ったらダメとかの制限はあるのか。

齊藤水産課長

全長20cm未満は禁止です。

岩田会長

流通されているという話も聞こえているので、十分注意して欲しい。

岩田会長

他に、ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、議案第3号及び議案第4号について、原案どおり知事に答申してよろしいですか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第5号「意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局

議案第5号の意見の聴取に関する手続規程の一部改正について説明します。

右上に議案第5号と記載の資料をご覧ください。

1の今回の改正の理由ですが、漁業法においては、知事からの諮問等に対し海区漁業調整委員会が意見を述べる際、公開により意見を聴取しなければならないものが規定されております。

この意見聴取の手続きは、一部を除き行政手続法が適用されますが、今



回ご審議いただく、行政手続法が適用されない意見聴取については、それぞれの海区漁業調整委員会が独自に「意見の聴取に関する手続規程」を定めております。

その具体的な手続規程の対象は、2に記載されております。

この度、改正漁業法が昨年12月1日に施行されたことに伴い、意見聴取の対象やその根拠条項などが変わり、水産庁から新たな手続規程例が示されたことから、これに準じて、当海区委員会の規程を改正するものであります。

2の主な改正内容について説明します。

この表は、手続規程の対象の内容とその根拠条項を、改正後と現行に分け、新旧対照形式で記載しております。

今回、削除されるのは、①の「免許をしない場合の答申」で、行政手続法が適用されることになりました。

新たに追加されるのは、

⑥の「休業中の漁業権の漁業許可についての答申」の一部で、「停止中の個別漁業権行使」。

⑦の沿岸漁場管理制度の導入に伴い、「沿岸漁場管理団体の指定を取り消す場合の答申」であります。

そのほかの事項が、従来と変わらないものとなりますが、いずれも根拠となる条項が変更となっております。

次に、1ページの資料1-1をご覧ください。

胆振海区の「意見の聴取に関する手続規程」を新旧対照表で整理しました。

左の欄には「改正案」、真ん中の欄には「現行」、右の欄には「改正理由」を記載しております。

第1条には、ただ今説明しました適用条項の変更が列記されています。

その他の変更としまして、漁業法施行令の改正に伴う条項の変更や規程例に基づく文言の変更などがあります。

また、9ページの資料1-2は、「意見の聴取に関する手続規程」の全文となっておりますので、後ほどご覧願います。

説明は、以上でございます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

[ありませんの声]

**岩田会長**

それでは、議案第5号について、原案どおり決定してよろしいですか。

**委員**

〔異議なしの声〕

**岩田会長**

それでは、そのように決定します。

次に、「協議事項」に移らせていただきます。

協議事項「胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

**松尾事務局長**

協議事項でございますが、胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について、説明します。

資料は、右上に協議事項と記載の資料となります。

1枚めくっていただいて、北海道知事からの諮問文でございます。

先般、鵠さけ定第4号定置漁業権が、昨年12月31日をもって存続期間が満了となり、鵠川漁業協同組合から北海道に対し、引き続き同様の漁業権の設定要望があり、胆振総合振興局において、漁業計画案の素案を作成。

その素案に対して、胆振総合振興局から意見を求められ、1月15日に開催した当海区委員会におきまして、特段支障ない旨、胆振総合振興局へ回答していたところでございます。

その後、道は、ホームページ等において、その漁場計画案に対して、利害関係人の意見聴取を行っておりましたが、意見は無かったとのことでございます。

漁場計画案の内容につきましては、前回の海区委員会で協議させていた素案と同じで変更点等はございません。

一番前の協議事項と記載した資料に戻っていただきまして、北海道知事に答申をする前に、漁業法第64条第5項の規定により、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴くため、公聴会を開催したいというものでございます。

公聴会の開催につきましては、お手元の資料のとおり、3月19日（金）13時から鵠川漁協会議室で開催、出席委員につきましては、三戸部副会長、伊藤委員、小谷地委員、木戸委員に出席をお願い致したいと考えております。

また、その当日、鵠川での公聴会の結果を踏まえまして、下段に記載しておりますが、北海道知事への答申とすることで、当日の午後4時から第35回の海区委員会を室蘭市、道漁連室蘭支店会議室において、開催する

運びと致したいと考えております。

議案は今のところこの1件のみでございますが、第21期最後の海区委員会でもあります。

委員の皆様方のご出席について、ご配慮をお願い致します。

説明は、以上でございます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

[ありませんの声]

**岩田会長**

それでは、原案どおり、決定してよろしいですか。

**委員**

[異議なしの声]

**岩田会長**

それでは、そのように決定します。

三戸部副会長、伊藤委員、小谷地委員、木戸委員におかれましては、公聴会出席のほど、よろしく申し上げます。

また、19日に海区委員会があるということです。

最後の海区委員会になると思いますので、委員におかれましては、こちらも出席のほど、よろしく申し上げます。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に、皆さんの方から何かございませんか。

**委員**

[ありませんの声]

**岩田会長**

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。

長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。